

平成26年度 第2回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成26年7月1日（火）

18時30分～20時30分

会場：たかじょう庁舎6階会議室

欠席委員：伊野部委員，大谷委員，神家委員，筒井委員，中西委員

（子育て給付課 森課長）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、平成26年度第2回高知市子ども・子育て支援会議を開催いたします。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私は、こども未来部子育て給付課長の森でございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

さて、本日は今年度第2回目の会議となっております。第1回目の会議では高知市における量の見込みの推計などについてご説明させていただき、協議を行っていただきました。

本日の会議では、高知市子ども・子育て支援事業計画の骨子について、地域子ども・子育て支援事業の確保方策についてなどにつきましてご報告させていただき、ご議論いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は伊野部委員，神家委員，筒井委員，中西委員，大谷委員がご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

続きまして、事前にお送りさせていただいた資料と本日お配りさせていただいた資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。本日お手元にお配りさせていただきました資料は、会次第，委員名簿，座席表，それから議事資料ですが，報告資料関連の資料3-1 公定価格の骨格について及び仮単価の比較（試算），資料3-2 施設への新制度意向調査について，資料4 各種基準の条例について，資料4別紙 各種基準の条例案にかかるパブリック・コメント公表資料。以上でございます。

なお，議事資料のうち，議事（1）関連の資料1-1 高知市子ども・子育て支援事業計画の骨子（案）について，参考資料 子どもと子育てに関する考え方，議事（2）関連，資料2-1 高知市における量の見込みに対する確保方策 II. 地域子ども・子育て支援事業。こちらにつきましては，事前を送付いたしております。お手持ちの資料に不足等がございましたら事務局までお知らせください。

続きまして，議事に入ります前に会議の開催にあたりましてお願いがございます。本会議は情報公開対象となりますので，議事録を作成いたします。ご発言の際はお名前をおっしゃっていただき，そのあとにご発言をお願いします。

それでは，議事に移ります。ここからは有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長，よろしくお願いいたします。

高知市子ども・子育て支援事業計画の骨子について

(有田会長)

それでは、会次第に従って、議事を進めてまいりたいと思います。

議事(1) 高知市子ども・子育て支援事業計画の骨子について、事務局から報告をお願いいたします。

(子育て給付課 三吉係長)

事前に送付させていただいた資料1-1 高知市子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について、をお手元にご用意ください。そちらを説明させていただきたいと思いません。

高知市子ども・子育て支援事業計画については、本年2月18日のこの子ども・子育て支援会議において、その位置付けや記載していく予定の内容を目次的にまとめたものなどについてご説明をさせていただいておりますけれども、今回は骨子(案)ということで、計画全体の構成、それと序論、本論の部分についてご説明をさせていただきたいと思いません。

まず、おもての1ページ目ですが、事業計画全体の構成を示させていただいております。本市には行政計画と呼ばれる様々な計画がございます、若干の違いはありますけれども、概ねこのような構成で計画が作られるというかたちになります。

計画の導入部分を序論、計画の全体像を表わす部分を本論、計画に記載する個々の施策内容について記載する部分を各論、その他計画策定に関する資料とかを掲載する部分を資料編として構成をするような形になっております。全体的な構成としては、こういうかたちで計画を進めていくということになります。

今日は、序論、本論の部分について少し説明をさせていただきます。

2ページを開けていただけますでしょうか。2ページと3ページ、見開きの部分ですけれども、ここでは計画の序論部分についてそれぞれの項目ごとに記載する内容を簡単にまとめさせていただいております。

順番に説明させていただきますと、1の計画策定と背景。ここでは計画を策定するにあたっての社会的背景、少子化対策の経緯等を記載していくようなかたちになります。ボリューム的には大体2ページくらいのかたちでまとめていくようなことを想定しております。

2の計画策定の目的。この部分では、本市における現在までの子育て支援に関する経緯を記載していくように考えております。今回の事業計画がどのような性格を持つものなのかということのを要約したかたちで記載していくようなことを考えております。

次の3つ目の計画の位置付け。ここでは、今回の事業計画の法令等の根拠などを記載しています。今後、詳細な計画の内容を検討していく際には、関連するほかの計画との整合性を図る必要が出てきますので、囲みの中でも書かせていただいておりますが、各施策の内

容に応じて追加をさせていただく可能性があります。

現在のところは、この4つの計画については整合性をもって策定する必要があるだろうととらえております。

次、3ページに移りまして、4番の計画期間。こちらは平成27年度、来年度から31年度までの5ヶ年ということになっております。先日、国からも27年度からの本格的実施をしていくということで通知というかたちで発表されておりますので、予定どおり27年度からの計画ということで考えております。

次、5番の計画策定への取組のところでは、この計画策定までの取組・会議等の経過、現在実施中の計画である高知市子ども未来プラン2010の成果等をこの5番のところで記載していくように考えております。

次、6番目の計画の点検・評価の部分ですけれども、今、よく言われますようにP D C Aサイクルと言いますけれども、計画を作り、それを実施し、チェックをして必要に応じて修正を加えるというP D C Aサイクル、こちらを意識して今回の事業計画を策定したあと、計画の実施状況を定期的に点検・評価するということと、その結果についてこの支援会議にご報告をさせていただくということなどを記載していくようなかたちになります。

以上が計画の序論部分ということで、今日は2ページぐらいで簡単にまとめさせていただいていますけれども、こちらはこういうかたちで記載をしていくということで考えております。

続きまして4ページ目。こちらからが計画の本論部分ということで素案を作成させていただいております。

量は多いですけれども、まず、4ページから18ページまでの間に、1の子どもと子育てを取り巻く現状として計画策定が必要となっている現状や背景を客観的なデータをもとに考察も交えながら記載していくというかたちになっております。

なお、今回作成させていただいている内容について2つの点でご留意をいただきたいと思えます。1点目は、今回、作成させていただいている内容は現時点で確認できているデータをもとに作成をしています。今年の9月頃までに、さらに最新の年度のデータなどを確認をした場合は最新のものに更新していくというかたちになっております。

2点目は、今回の内容は現時点で最低限必要と思われるもので作成しておりますので、今後、計画の具体的な内容を検討していく中で、その内容に関連する現状とか客観的なデータを記載する必要があると判断した場合には追加をさせていただくという点です。以上、2点について支援会議にもお諮りをしながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、最初に4ページの(1)少子化の現状として、まず全国的な現状を記載しております。こちらを順番に説明をさせていただきたいと思えますが、まず、こちらに掲げている色々な項目についてですけれども、昨年8月の支援会議で説明させていただいた子ども・子育て支援新制度で、国が説明していくにあたって子育てをめぐる現状として掲

げていた内容などを中心に作成をしています。

まず、4ページのところで、出生数と合計特殊出生率の推移の項目ですが、最近では合計特殊出生率というのは微増傾向にあるような状態にはなっていますけれども、出生数は年々減少しているような現状が出ております。2012年のデータでいきますと、合計特殊出生率は1.41、出生数については1,037,231人というかたちになっております。

こちらは、昨年の2013年の数字も概数というかたちで国から発表がなっていますけれども、出生率はさらに上昇して1.43と発表されています。ただし、出生数は2012年の103万よりもさらに減って1,029,800人と発表がされています。

続きまして5ページに移りまして、人口構造の変化ということで、こちらにまとめさせていただいています。少子高齢化が一段と進んでいる状況がこれから見てとれると思えますけれども、この推計では2060年の時点で総人口の推計は8,674万人。そのうち65歳以上の高齢者人口は約4割になる状況が出ております。

なお、この推計は、国立社会保障・人口問題研究所というところが推計を出しているものですが、色々、推計に使っているデータというのがあって、この推計に使っているデータのうちのひとつで、合計特殊出生率の仮定は1.35で仮定をしたものをこの推計では用いられているということになっています。また、この推計というのは、色々な推計をされていて、仮にこの出生率を1.60と仮定した推計では、ここでは記載してはませんが、2060年時点の総人口は9,460万人ということで、それでも1億人は割るというような状況となっております。人口構造の変化というのは今後の社会保障の制度や経済成長などにも大きな影響を与えることが懸念されているということを一応ふまえていく必要があると思えます。

続きまして、6ページですけれども、6ページ、7ページ、見開きの部分ですが、こちらは依然として厳しい女性の就労継続というかたちでまとめさせていただいています。厚生労働省と内閣府が行ったそれぞれの調査をもとにして、出産後の就労の希望があるにも関わらず、出産にともなう女性の就労継続はまだ厳しい状況にあるということ調査の中から読みとることができます。

例えば、7ページの中で、上のデータを見ていくと、出産半年後の仕事をしていない母親の方で出産1年前に仕事をやめた理由というのを複数回答で、答えのひとつにはあるのですが、その中で、仕事を続けたかったけれども両立が難しいのでやめたという方が32.1%存在するというかたちになっています。

次に8ページを見ていただきまして、8ページには、待機児童と小1の壁に関する問題ということでまとめさせていただいておりまして、女性の就労継続が厳しい要因のひとつとして、利用希望があっても空きが無いなどの理由などによって保育サービスなどを利用することができない状況がまだあるということを表わしております。

保育所については依然として待機児童が、これは大都市を中心にとということにはなりませんけれども、多い状況にあり、段々減ってきてはいますが、それでもまだ待機児童が存在し

ているということになっております。また最近では、児童クラブにおける待機児童の問題もとりあげられてきています。ここでは数値はあげておりませんが、そういった問題もクローズアップされて、今後の国の政策等でもそのあたりの政策というのが盛り込まれていくような方向性というのでも出てきておるところです。

次に、9ページに移りまして、子育て世代の男性の育児参加ということで、9ページ、10ページでまとめさせていただいております。男性の育児参加を阻害している長時間労働の状況をまず9ページに示させていただいております。グラフが見にくいかと思いますが、平成24年のデータでいきますと、上から順番に30歳代が18.2%、40歳代が17.5%と、30代、40代の部分については週の労働時間が60時間以上の割合が高い状態にあるとなっております。

10ページを開けていただきまして、こちらは国際比較として、世界的に見ても日本の父親の育児時間というのは少ない状況にありますというようなことをデータとして提示をさせていただいております。

また、下ですけど、第1子の出生後に夫の育児参加が多いほど第2子の出生が起きやすいというデータもありましたので、今回載せさせていただいております。

ここまでが、全国的な少子化に関係する現状ということで示させていただいております。次に11ページに移りまして、(2)高知市の子育てを取り巻く状況ということで、(1)で少子化に関する現状のもとで本市がどのような状況にあるのか。また、高知市が抱えている問題などを中心にデータをあげさせていただいております。

まず、11ページの家族の状況ということで、こちらは出生数と合計特殊出生率の全国と高知県、高知市との比較というかたちで状況を表わさせていただいております。本市の状況は大体、全国的な状況とそう違いはないというかたちになっています。

次に、12ページに移りまして、12ページでは婚姻と離婚に関する状況。それと、右側の13ページに移りますと、母子家庭、父子家庭の世帯数を表わしております。本市の状況としては、母子家庭、父子家庭の世帯数は、ここ5年の間では大きな変化はないような状況になっておりますけれども、12ページの下側の部分を見ると、全国より離婚率というのは非常に高い状況にありまして、ひとり親家庭を生み易い状況というのは依然としてあるのではないかと考えております。

続きまして、14ページと15ページでは、教育・保育事業の利用状況として、14ページには幼稚園の在籍児童数と保育所の利用児童数を就学前児童数と比較したものの。15ページには、保育所の入所状況と待機児童数の推移をデータとして掲示をさせていただいております。

本市の状況としては、全国より1歳、2歳からの保育所の利用率が非常に高くなっていて、3歳以降になっても保育所の利用が幼稚園の利用を大きく上回っている状況になっております。

右側の15ページは、ここ最近の推移では、特徴的な部分というのは出てはませんが、

高知市でも依然として保育所の待機児童は一定数存在するということになります。

次に、16ページ、17ページで、仕事と子育ての状況ということでまとめさせていただいております。こちらは、本市が昨年度行った、高知市子ども・子育て支援に関するニーズ調査、こちらから母親、父親の育児休業の取得状況、育児休業を取得していないという母親の就労状況、働いていない母親の就労意向の状況をこちらにまとめて掲示をさせていただいております。

本市の状況としては、やはり、父親が育児休業を取得するに当たって、職場環境の整備がなかなか進んでいないという状況が、まだあると言えると思います。また、母親の就労や働いていない母親の就労の希望というのは5年前の調査の時と比較しても増加をしていますので、こういうことから高知市では共働きの子育て家庭が増加をしているような状況と、そういう状況があるということを今後の計画にふまえていく必要があるのではないかと思います。

次に、18ページに移りまして、18ページには、要保護児童等に関する状況としまして、児童虐待相談の対応件数の年次推移と本市の要保護児童等の管理ケース件数の状況を表わしています。本市の状況としては、相談件数、管理ケースの件数ともに増加をしてきておりますので、これまで以上に要保護児童等への対応が必要と考えられます。

18ページまでが、子どもと子育てを取り巻く現状の説明となります。

19ページに移りまして、計画の基本理念と計画の基本方針ということで資料を作成させていただいております。

今まで説明をさせていただいた現状等をふまえて、この基本理念、基本方針を検討していくこととなりますが、検討する際のポイントというかたちで19ページ、20ページにまとめさせていただいております。

事業計画は国が定める基本指針がございますので、そちらに沿って策定する必要がありますので、まず19ページに書かせていただいておりますが、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に記載されている子ども・子育て支援の意義に関する事項を、大まかにですが要約をさせていただいております。上の3つの項目には、子ども・子育て支援の目指すべき方向性を書いておりまして、矢印の下4つの項目には、それを受けてどのような支援が必要かということを書いております。

子ども・子育て支援の意義に関する事項については、国の子ども・子育て会議において、この内容を検討する際に使用された資料を委員の皆様には参考資料「子どもと子育てに関する考え方」というA4の横の資料をお配りさせていただいております。

内容の説明は、この会議ではひとつひとつ行うことはしませんけれども、児童憲章であるとか児童の権利に関する条約、それと児童福祉法、教育基本法、それと子ども・子育てビジョンの内容などが記載されております。この基本理念と基本方針を考えていく時に参考にしていただければと思います。

次に、20ページを見ていただけますでしょうか。20ページのまず1つ目ですが、2011高

知市総合計画の基本計画に掲載されている子どもを生み育てやすい環境づくりの内容をこちらに記載しております。総合計画は今回の事業計画の上位計画として位置付けられるものということになります。こちらの内容をふまえて事業計画を考えていく必要があります。

次に、2つ目の囲みのところですが、こちらは現在の高知市子ども未来プラン2010の基本理念を掲載させていただいております。今回の計画は、子ども・子育て支援法に加えて、以前にも説明をさせていただいているかと思いますが、次世代育成支援対策推進法という法律があります。こちらで、国が定める行動計画策定指針の趣旨を含むものとして策定をしていくことを考えております。次世代育成支援対策推進法に基づいて、今の計画、高知市子ども未来プラン2010は進んでおりますので、こういった取組も一定ふまえていくという必要があると思います。

次に、3つ目の囲みになりますが、高知市健康づくり計画基本理念の中のひとつに今回、1として、安心して子育てができ、子どもが健やかに生まれ育つまちという基本理念がありますが、こちらは、今回の事業計画と深く関係しております。高知市健康づくり計画は、母子保健計画を含んだかたちで平成25年からの5年計画として策定をされておりますので、事業計画においての母子保健に係る部分は、こちらの内容とも整合性を持たせていく必要があります。

19ページ、20ページの点を踏まえて今回、21ページに基本理念と基本方針を検討するための素案というかたちで、今回作成をさせていただいております。

今年度4月に発足したこども未来部においては、全ての子ども達の誕生と成長を支援していくということを念頭に子どもと子育てに関する施策に取り組んできております。基本理念と基本方針については、そのような方針のもとで今回、作成させていただいております。

時間の関係もありますので、ひとつひとつ読み上げることはしませんけれども、まず、基本理念の部分については、19ページに掲げておりますが、国の子ども・子育て支援の意義に関する事項をふまえて作成させていただいております。その矢印の下の基本方針の部分については、本市の子ども・子育て支援の目指す方向性を3つ掲げさせていただいて、それぞれどのような取組を行っていくかということをも案として今回、作成をさせていただいております。

特に基本理念の囲みの中の一番下のところ、若干太字になっている部分ですが、「希望あふれる未来に向けてみんなで支え育ちあう子ども・子育て支援のまちづくり」、素案としてご提示させていただいておりますけれども、この部分がこの事業計画を1行で物語る部分になりますので、特にご意見・ご提案等、ここの文字はこうしたらいいのかなというようなことも、お聞かせいただければと思っております。

最後になりますけれども、22ページに移っていただきまして、計画の本論部分としては、基本理念と基本方針のもとでどのような施策に取り組んでいくかという施策体系というのを表示するような構成を考えております。さらにその下で、その施策の中で重点的に取り

組む内容もこの本論部分では掲げていくということを考えております。

22ページの施策の内容と23ページ、文字が小さくて見辛い部分になりますけれども、今回、子ども・子育て支援事業計画で必須とされている事項と、子ども未来プランで取り組んできた内容をもとに暫定的に反映をさせているものです。まだ、こちらの中身はこれから議論していくところになります。現状と課題をふまえながら具体的な内容について今後、支援会議にもお諮りしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、事業計画の基本理念と基本方針を検討していくにあたって、21ページの内容についてご意見、ご提案、高知市の子ども・子育て支援の目指すべき方向性など広くご意見を承りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

(有田会長)

はい、ありがとうございました。

事務局から、高知市子ども・子育て支援事業計画の骨子につきましてご提案いただきました。このことについて、基本理念あるいは基本方針について皆様からご意見いただきたいということですので、それぞれの立場でご意見ありましたら、よろしくお願いいたします。

何かございませんか。

では私から。私が見せていただく時に、希望あふれる未来に向けてみんなで育ちあう、子ども・子育て支援のまちづくりって、とって子ども達が希望にあふれたような子育てができてくるんじゃないかというイメージはあるんですけども、ここを基本理念、基本方針を通して見てみて、足りないなと思うのが、保護者に対する部分。この子ども・子育て支援の中にも子育ての第一義的にも保護者にあるんだ。それを地域や園も幼稚園も支えていきながら、子ども達が未来、希望を持って生きていけるような、子育て家庭も子育てが楽しめるようなということがあると思うんですけども、基本方針を見てみても、そのあたりで保護者に関わるようなことが無いように思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

(子育て給付課 三吉係長)

保護者に直接ふれるような言葉というのは、今回は入ってはおりませんが、色々と子育て家庭を社会全体で支えていけるような、そういうような施策を考えていく必要があると思います。

当然、保護者が第一義的に子育てについて責任をもつという、そういう姿勢は変わらないかと思っておりますので、その部分をふまえたうえで基本方針は考えていくということで、今回のご提示はさせていただいています。

(有田会長)

そういうところの意識というのが保護者の中に、あるいは、今、私も養成校の中で保護者支援という授業を持っているんですけども、その中に、保護者が本当に自分の子どもに対して肯定的に向かっていかれるような、子どもに本当に良さを見つけていかれるような、そんな関わりができるような保育者の関わりについての授業なんかもあるんですけども、誰かに任せればいいんだ、社会が皆で支えてくれることがいいんだということが当然、それはありますけども、保護者自身にそういう意識が本当に持てる環境なんかもあるかどうかということも時々感じることもあるんです。

それこそ、スーパーなんかに行った時に、そんなに怒る必要があるの？もっと優しい言葉で言えないのか？という、思わず近くまで行って「お母さん」って言いたくなってくるような場面を見た時に、本当に子ども達が、子ども自身がすくすくと健やかに育っていくこと、もちろん、社会や県が支援をしていくことも必要だと思いますけども、そのあたりの、親になった時点で、一番はじめに子どもと出会う乳幼児期の保護者が子どもときちんと向かっていくという思いを育んでいかないと、これから先、思春期になった時なんかには、もっともっと大きな課題が出て来た時なんかには、そこに向かいきれような保護者に力をつけておいてやらないといけないという意味で、一番はじめに、子どもと親が本当に向かい合うこの時期にこそ、乳幼児は大人の支えがあって初めて生きていくことができる、本当にか弱くて、自分の命も自分で守れない。だからこそ、親が、保護者が、地域が、園がというところがあるんだと思うので、そのあたりをしっかりと保護者に対して育んでいかれるような、少しそういう言葉も入っているのではないかなという気は感じているところです。

(宮地委員)

7ページですね、きょうだい数1人の出産半年後というので、育児に専念したいため自発的にやめた43.8%。このへんがベースになった展開というのが出てきていないか。今、有田さんからもありましたけれども、本当にこの国は、福祉は行政が行うもの。教育の義務教育を除いて教育は個人が行うものというベースがあるというのはよくわかります。

福祉がここにサポートしてきているけど、どうも家庭に育児をしている方、そういう方達が非常に核家族化の中で孤立をしていっている、このへんが少子化へもつながっているんじゃないかと。エンゼルプランからはじまって、サポートサポートというかたちで進めてきていますけど、あまり、と言うより効果が無かったというのが出ているのは、サポートだけでは問題があるんじゃないか。

本当に子育ての喜びということを言いながら、基本理念の中にそういうことが盛り込まれていかないと、どうも気になるのは、自発的に辞めた、育児に専念したいため、子どもを育てたいんだというふうな声があるにもかかわらず、辞めたから、仕事をどうしてもしたいけど続けられなかったというトーンが非常に強いように思うんですね。それはそれで

大事なことでM字カーブにならないようにということはわかります。

だけど、その前に自発的に育てていきたいんだっていう部分を大事にしていかないと、次へ、特殊出生率が2.2のように増加の傾向へ行くようなところまで行かないんじゃないか。せめてそのへん、確かに問題として、仕事を続けたかったけど育休自体の存在も知らないし育休が取れないという非常に問題なところがあると思うんですけど、仕事仕事じゃなくて、まず子育ての部分。

以前、この委員さんの中からも、仕事をしながら子育てができたという社会があったけれども、今、中小企業のほとんどが、どうして潰れていくか、やめていくか。後継者不足なんですよ。そういう仕事の部分もある。つまり、仕事があって、そして、やはり共に子育てができるようなところ、このへんのワークライフバランスのあたりに、やはり言及していかないと、やはり子育ては楽しいんだということが強くないと。

それで、働かなくても育てるということが、何か働かないと、働くほうが主になってしまっていて、子育てという視点が弱いのが非常に感じますので、そのへんを出来たら多く盛り込んでいただきたいなど。

だらだら話して申し訳ないです。論点は1つです。いわゆる4号子どもにあたるようなところにもっと光を当てて欲しいと。そういうところに希望が持てるようなかたちにしていかないと、先ほど出て来た保護者が第一義的ということとは、サポートする側が、一義がしっかりしなければサポートはできないということになる、いくらサポートを積み重ねてもそこが弱くなってしまいはしないかと思しますので、是非ともそのへんを盛り込んでいただきたいという思いです。以上です。

(有田会長)

そのほか、ご意見ございませんか。

今日、たくさん意見を聞きたいということですので。

(新谷委員)

先生方のお話を聞いていると、なるほどと思いながらも、保護者の立場から言うと、保育園も幼稚園も本当に入園することで、子どもがお友達をつくる社会の第一歩ということですごく良いことだなと思いながらも、やはり、私達保護者は保護者同士で色んな話しをしたりしながら、子育ての話をしながら、悩みを話したりしながら成長していける場所もあります。

それで、やはり今回、こういうふうが高知市が、子ども達、すくすく育つ子ども達のためにこういう施策を検討していただいているということで、もう私も幼稚園の子どももいないんですけども、今まで育てていただいたというか、自分も成長させていただいた幼稚園のためにもできるだけ色んな意見を言いたいと思いながら、なかなか頭がついてこないんですが。

やはり、社会が働きやすい環境、子育てしやすい環境というのがすごくベストなんですけれども、お母さん方も子育てしていると不安なことが多いと思うんです。1人きりで、そんなお母さんもいらっしゃると思うので、やはりそういうところに相談に行きやすい環境の施策もうっていただきたいですし、相談に行ったところで事務的に片付けられるんじゃないくて、本当に相談にのってくれるような施設を是非つくっていただきたいなと思います。

(徳弘委員)

地元で子育てサロンというのをやっているんですけど、そこへ来ているお母さんは当然、仕事に行かれていないお母さんなんですけど、結構今のお母さんって強いなって思うんです。ストレス解消の為にという部分もあってサロンに来られているんですけど、中には3人お子さんがいる方、それから2人だけの方。上のお子さんが幼稚園に行きだしたからということで下2人を連れてくる方で、その中で話しているのとか色々行動を聞いていると、あんまり裕福ではないんですね、共働きでないです。ご主人1人の働きでやっています。けど、それなりにやりくりをして、子どもさんの服は自分で縫って自分の服も自分で縫ってというようなかたちで、それなりにエンジョイされて、時々ケーキなんかを焼いたりして持って来たりして楽しそうにやっているんです。

あんまりこう、ちょっと方向がずれるかもしれませんが、あんまり周りでちやほやとか色々手助けしてしまうと、余計我が子を守っていくというお母さんの強さというのが弱まるんじゃないかなという部分もすごく感じる場所もあります。

本当に手助けの必要なお母さんというのはいっぱいいると思いますけど、色んな制度が選べる、そういうふうな中で子育てができたなら一番幸せじゃないかなというふうに思います。

確かに今のお母さん、結構、本当に余裕のないお母さんもいます。スーパーで見ている、先ほど有田先生が言われたように、聞いていてこちらの胸が痛くなるような怒り方をしてるお母さんもいますけど、それが全てではないし、色んなお母さんがいて色んなサポートがあって、というのも必要かなとは思いますが、あんまり有り過ぎてもどうかなという気もします。

(齊藤委員)

基本理念と基本方針、最初から聞かせていただきまして思ったのは、最初の序論のところで、P D C Aで回すんやと。PLAN DO CHECK ACTION でやる場所は、ちょっとここに盛り込まれてないのかなと。

やはり、出生率がどんどん下がっていき、右肩下がり、出生率はちょっと若干上がって、出生数が下がってきている中で、やはり過去の反省、それで、成功しているところの事例等をあげてP D C Aで回していくということが、少し何かこの基本理念と基本方針の中に

盛り込まれたらいいのかなと。

途中で、夫が育児頻度が高いところが、第2子が生まれる確率が高い。非常に面白い調査の結果だなというふうに見させていただきました。こういうこともやりゆうという中で、これからこんなことを決めていく、ということ盛り込んでいければ、非常に高知市民といますか県民といますか、皆さん協力的にやっていきますし、自分達で大事なことは自分達でせないかん、旦那も含めてやっていかないかんのやというふうに思っていくのではないかなと思いました。

もちろん、多分、具体的な方策のところ、この後の方策のところ、CHECK&ACTIONとかいうふうなことをやっていくというふうなことを書かれるとは思いますが、ここでも、ひとつ盛り込まれればいいのかなというふうに思いました。

(吉川委員)

この視点というのは子どもさん自身が育っていく、それを支えようと。そして、子どもを育てる過程をちゃんと見て育てようと。そしてそれを社会全体で育てようという、そういう3つの目標を掲げられているんだろうと思います。

これをするについて、これまでの経過で施策の面でまだ検討していかないといけないところはあるんだろうと思いますけど、方向性としてはいいのではないかなと思うんですけど。

先ほどから言われている理念のところですね。全ての子どもが健やかに成長でき、それはもう子どもが成長でき、それは全体ができないといけないんですけど、子どもを生み育てるという希望がかなえられ、なんですけれども、その時点で、子どもを生み育てる喜びとかね、子どもを育てながら自らが成長できるような、というようなことを入れるということはどうかかなと思ったりしましたけど。

(小野委員)

2番目の、安心して子どもを生み育てる希望がかなえられるまちというのが、何となく違和感があるんです。有田さんがおっしゃったこと、それと吉川さんがおっしゃったこと。喜びということですね。それが確かにここに生み育てることによって得られる喜びですね。喜びを感じられるまち。そのことが子どもの育ちに必ずつながっていく。一番身近である親が喜びを感じているということが即ち子どもに対して育ちになっていくのだというところをここにに入れてもらいたい。

だから、希望がかなえられるというのが、誰の希望なのかなというのが何となく。ほかの2つとちょっと違う、違和感を感じました。

(岡林委員)

全体的にいいのかなというふうに思ったんですけど、やはりお話、出ていますように、子育ての喜びとか、そういう親の一義的なところ、そういったところ、やはり足し込んで

いくべきかなと思います。

それと、今の社会で一番大事なことの1つに、孤立ということが非常に、子育てもそうでしょうし、高齢者もそうでしょうし、障害者もそうだということで、孤立を地域で支えていくというふうな観点も非常に大事にしながら計画作りを少しやっていかなければならぬかなというふうに考えています。

(井上委員)

私も基本理念、基本方針は全体的にはこの方向でいいんじゃないかとは思いますが、先ほど岡林委員も言われましたように、やはり孤立のところは気になることです。

先ほど、子育てサロンの話も出ておりましたが、サロンに行ける方はいいと思うんです。実際やはり相談することが恥ずかしいことであるというふうな考えをされている方が多かったですり、何か自分が悪いことをしているんじゃないかとかいうふうなかたちで、なかなか相談に行けない人もいると思うんです。

もちろん、専業主婦の方もそうですし、仕事を持っている方も、私も実際に時間がなくてバタバタしている時って、全然自分にも余裕が無いですし、何であんなに怒ったのかとあとから後悔する部分とかも多々ありましたので、やはりそういうところの視点がこうやって、子どもを安心して生み育てる希望をかなえられるというところは、それも含まれていると思うんですが、ワークライフバランスも入っていますし、そういうことも入っているとは思いますが、皆さんのそういう意見が出ていますので、何か考えていただけたらとは思っています。

(家次委員)

私もこの基本理念、基本方針ともにこのようなスタイルでいいのかなというふうに思いました。

保護者のところについても、子育て家庭を支えるというふうにありますし、子育て支援とあるので、そこで保護者への思いは言葉にあるのかなというふうに思いました。

基本方針を見た時にも、それぞれのライフステージにおいてということもありますし、ワークライフバランスという言葉も入っているので、基本方針を見た時には色々な視点で作られているのかなということを感じました。

子育ての喜びというのは、赤ちゃんができた時、もちろん嬉しいんですけど、色々な嬉しいことも、悲しいことも、辛いことも、しんどいことも色々乗り越え、乗り越えしながら、子どもの発達に連続性があるように保護者にも連続性があるって、色々なことを乗り越え、乗り越えながら喜びが得られるものなので、すごく長いというか、というふうな思いがあるということと、それと、お母さん方、私、日々思うのは、本当に子育ての仕方がわからないということがあると思っています。

なので、中高生とか、それから妊婦さんとかにそういうノウハウを教える、教えると

いったら、愛情のかけ方とか赤ちゃんへの言葉のかけ方とか。お母さん、こんなふうに言ったらいいよみたいなことを言うと、そんなふうによく言わんと言う人がいるんですよ。「うわあ、すごい。よくできたね」って言ってあげたらいいんじゃないという、そういう思わず出て来る愛情の言葉というか、喜びの言葉、それさえも言うのが恥ずかしいとかという、そんなことよく言わんと言う人もいるので、そういうところでもっと赤ちゃんと触れ合う機会とか子どもと触れ合う機会みたいなものが中高生とか、それから妊婦さんのところであるような計画がどこかであればいいかなというふうに、そんなことも思いました。

(有田会長)

皆さんのご意見、いただきました。まだまだあるかと思えますけども、次の議題がありますので、皆様のお手元にこのことに関して、もしまだ言い足りない、もっとお話ししたいことがあれば、この用紙にご意見書いていただきまして事務局にファックスですね、とか、メール、郵送でいいと書いてありますので、是非ご意見を書いて事務局にお送りいただきたいと思えます。

地域子育て支援事業の確保の方策について

(有田会長)

それでは続きまして、議事の(2)地域子ども・子育て支援事業の確保の方策について、事務局から報告をお願いいたします。

今回は、事業担当課ごとに担当する事業の説明が続きますので、そのあと、最後に質疑応答を行っていききたいと思います。

まずは、時間外保育事業からよろしくをお願いいたします。

(保育幼稚園課 赤堀)

お手元の資料で、資料2-1 高知市における量の見込みに対する確保方策についてです。まず、1ページ目に実施事業の一覧がございますけれども、担当となりますところが番号1：時間外保育事業及び番号2：一時預かり事業です。

このうち2の一時預かり事業についてですけれども、2-1及び2-2は幼稚園における預かり保育を対象としておりまして、後ほど報告事項のところでも詳しくご説明させていただきますけれども、現在各施設に新制度意向調査を実施しておりますところ、7月11日の回答期限後に集計をし、量の見込みに対する確保方策を立てることを予定しております。今回は、保育所を対象としました一時預かり事業(その他)のみ議題にあげさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まず、ページをめくっていただきまして2ページ目、時間外保育事業。具体的には保育所における11時間を超えて行う保育事業についてご説明させていただきます。

まず、はじめに5月末頃ですけれども、お手紙を送付させていただいておりまして、5月1日開催の第1回子ども・子育て支援会議においてご協議いただきました量の見込みのうち、この時間外保育事業の提示内容に誤りがありましたので、その内容のことをご説明させていただきたいと思っております。

本事業が11時間半を超えて保育を行う事業を対象としておりまして、国の手引きによるニーズ調査からの抽出条件が18時以降の保育希望者で算定することになっております。この抽出条件による量の見込みと直近の平成24年度の実績値を供給値としたものを2ページの下を表に示しております。

この量の見込みは実績と乖離しておりまして、本市の実情にあわせまして19時以降の保育希望者として補正したところ、反対にニーズ量が実績値を下回る結果となりました。そこで前回会議では、過去3年で実績の高かった平成22年度実績を量の見込みとして採用することを提案させていただきました。

しかし、その後、実績値の集計方法に錯誤があることがわかりまして、これを見直した結果、2ページ目の上の表に示しておりますように、実績値が補正したニーズ量を下回っておることが分かりました。このため、保育希望者で抽出したニーズ量を量の見込みとして実績値には過去3年間に一番高い実績であった平成24年度実績値を採用することを再度提案させていただきたいと思っております。これが3ページ目の表になります。

この量の見込みに対する確保方策についてご説明させていただきます。本市の実情に即したかたちでニーズ補正をしても、実績値に対して量の見込みが乖離した値ではありますが、本事業が事業実施施設においてニーズに応じて受け入れすることになるため、基本的に希望があれば利用率を上げることで供給を増やすことができると考えられます。しかし一方で、現在、事業を実施していない施設への潜在ニーズもあることが想定され、これを前提に平成31年度までの量の見込みに対する確保方策を立てることとしました。

平成24年度の実績から現在の供給値の試算をしたものを下の表の1に示しております。表1の左から順に、各区域における事業実施施設の定員もしくは現員総計を示しており、その右に平成24年度実績、各施設の利用率の平均及び各区域における最多利用実績を示しております。

平成24年度には51施設が事業を実施しておりましたが、26年6月までの間に新たに8施設が事業を実施しております。本事業が利用率を上げることである程度供給を増やせることが出来ることから、現時点での事業実施施設における定員又は現員において平成24年度の最多利用実績を見込んだ場合の利用可能者数を表1の一番右の欄に最多利用実績による利用者見込みとして試算しております。

これによると地域全体では充足しているように見えますが、東部区域においては最多実績41.6%を見込んで40人分供給不足であることがわかりました。市内保育所の平均定員

が117人であるため、この定員で東部区域最多実績を見込むとすると、1施設で49人がまかなえる計算となります。このため、平成31年度までに1施設での事業を開始することを目標とすることを考えております。また、北部区域については公立保育所が所在しているため、利用希望があれば受入体制を整えることができると考えております。

次に、4ページ目、2-3 一時預かり事業（その他）について説明させていただきます。前回会議でご提示させていただきましたとおり、ニーズ調査に基づく数値には本事業の利用対象とならない運営費国庫補助施設である幼稚園、保育所及び認定こども園の在籍児及び1歳児未満児を含んでおります。この数値をニーズから控除すると実績値を下回る数値が算出されましたため、直近の24年度実績値に事業撤退した1施設の最終年度実績値を潜在ニーズとして加算した値を量の見込みとして採用し、平成31年度までの確保方策を立てることとしています。

最新の実績値で見ると、本事業実施施設の平均延べ利用数が年間1,434人でした。これは1年に260日の利用日数とした場合に、1日5～6人の利用があるということを示しております。

平成31年度の量の見込みに対して市内全域で1,764人の供給体制を新たに整えることが必要であるということがわかりました。1施設の利用者数を1,434人とする、5年間で2施設の事業開始を目標とします。事業開始施設としましては、そこに地図を示しておりますけれども、潜在ニーズの高い地域をニーズ分布から分析しまして、足りない部分に供給体制を整えるということを目指します。

以上になります。

（有田会長）

今、ありました2つの事業、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業のことにつきまして、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（岡林委員）

例えば5ページですか、2施設必要だということで、要するにこれは保育士がおればいいということですかね。既存のもので当然できて、一時預かりですから、登録しておられる方を扱うということですよ。それで職員、保育士を配置すれば、すぐできるということなんですかね。

形態がちょっと、わかりません。

（こども未来部 松村副部長）

一時預かり事業につきましては、やはり保育士の必要性もございますし、施設的な要因も当然必要になってまいります。

(岡林委員)

要するに、別で部屋を構えてということですかね。

(こども未来部 松村副部長)

はい、そのとおりでございます。

(有田会長)

2施設、新しくつくるというところでよろしいですか。

(保育幼稚園課 赤堀)

既存の施設がそこに示しております9施設ございますけれども、その施設でまかなえる部分は、供給率を上げることで受入体制をつくることも可能ですけれども、もし、そのニーズが今、実施している施設以外の部分でニーズがあったということになれば、その地域にある保育所なりで事業を開始するような方向を考えております。

(有田会長)

ありがとうございます。よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

(吉川委員)

やめた施設があつて、それでその地域はそれだけのニーズがなくて採算が合わなくてやめた。しかし、それがもし必要になったらやる。それは継続できるのでしょうか。

(こども未来部 松村副部長)

1施設、事業中止したところをまた再度ということもあるかも知れませんが、別に新たな施設で開始するという事も想定をしております。

(吉川委員)

2施設がやめたということは、それぞれの施設の色んな事情があると。だからこの地域にまた新たな施設をやれば継続できるわけですね。それならばいいと思うんですけど。色々な理由があつてやめたのが再度うまくいくのかなと思ったからなんですけど。

もうひとつ。3ページのところです。現在実施していない施設への潜在ニーズがあるために、その数を修正したということですが、保育所の中で、時間外保育事業をしているところとしていないところがあるんですかね。全部のところかしているんですかね。していないから潜在ニーズと言われたと思うんですけど。

(こども未来部 松村副部長)

そのとおりでございます。

(吉川委員)

もし、そうだとすれば、お母さん方は延長保育をしているから、その保育に預けるといこともしているんじゃないですかね。そこでないけど、もうそれはわかってやっているというようなことが多いような気がするんですけど、それを潜在ニーズとして捉えてもいい、まあ、あるのかもしれませんが、どう考えるのかということですけど。

(こども未来部 松村副部長)

現在、時間外保育事業のところにつきましては、高知市には50数園が実施をしていたと思います。その中で、吉川委員がおっしゃられていますように、保護者の方が自分の就労形態だったりということを勘案しながら園を選択しているというところがございます。

その中で、ここに出てきているニーズと言いますのは、もう少し、あと30分でも1時間でも延ばしてほしい。そうすれば、慌てて仕事を終えて行かなくてもいいというところが出てきているんじゃないかというふうには想定していますけど、そこに対しての確保方策というところで、東部地域のところが一番、確保しなくてはならないというかたちです。

(吉川委員)

東部地域の一時保育をしていない園において延長を望む声が結構あったということが、その事実からこれが出ているということなんですね。

わかりました。

(有田会長)

多くの、ほとんどの園が11時間半実施しているというふうに考えてよろしいですか。

(こども未来部 松村副部長)

26年度で59園が延長保育をしています。率で言いますと67.8%でございます。

(有田会長)

よろしいでしょうか。そのほか、ありませんか。

なければ、次の地域子育て支援拠点事業をお願いいたします。

(子ども育成課 田中補佐)

お手元の資料2-1, 先ほどの説明に引き続きまして、子ども育成課が所管しております事業について説明をさせていただきます。

資料2-1の1ページ、事業一覧に掲載させていただいております番号3番の放課後児童健全育成事業、4番の地域子育て支援拠点事業、5番の病児・病後児保育事業、6番の子育て援助活動支援事業についてですけれども、まず、番号3番にあります放課後児童健全育成事業についてでございますが、今回、量の見込みに対する確保方策につきましてはご提案をできておりません。理由としましては、新制度では、これまでの市の児童クラブの制度内容と異なる点が非常に多いため、量の見込みに対しては現状の形態の児童クラブだけではなく、放課後の子どもの居場所全体の視点で財政上の課題もあわせて調整する必要があると考えておまして、現在その作業中であるためです。

そのため、放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策については、次回以降のこちらの支援会議で改めてご提案をさせていただきたいと考えております。

ですから、私からは番号の4番から6番まで資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

資料の6ページを開けていただければと思います。4番の地域子育て支援拠点事業についてです。公共施設や保育所等の地域の身近な場所で子育て中の親子の交流、育児相談等の事業を行うものですが、量の見込みの考え方につきましては、前回のこちらの会議で説明をさせていただいたとおりですけれども、7ページの上の表にありますように平成27年度から、これくらいの量の見込みを策定させていただきまして、量の見込みは平成31年度が45,450人となっておりますけれども、それに対する供給量は50,952人、施設数としては現在の10箇所から12箇所へと供給体制を確保したいと考えております。

積算根拠等の内容につきましては、下の表に掲載させていただいておりますけれども、量の見込みの供給体制につきましては、現状では一定確保されていると考えております。一方で、現在整備されている10施設は南部及び西部に多く、比較的少ない北部及び東部地域へ当該施設の整備を望む意見があると考えております。

地域子育て支援拠点事業は、子育てに関する身近な相談や交流の場所として期待される事業でありますことから、支援体制をより充実させるため、施設数の比較的少ない鏡・土佐山を除く北部地域、そして東部地域にそれぞれ1箇所、保育園併設型など地域の実情にあわせて新たな施設整備を目指すことにしたいと考えておるものです。

それから、地図を下にも参考資料として付けさせていただいております。一覧表で言えば1から10番までが既存の施設でございます。網をかけております11番、12番、新規A、新規Bと書かせていただいておりますが、これが北部、東部地域の新設する施設ということでございます。

下に掲載の位置図で見ていただきますと、ちょっと小さくてわかりづらいかもわかりませんが、「●」で表示しているのが現在の施設です。比較的、西部・南部に多い状態が見てとれるかと思っております。そのため点線で囲っている北部地域、東部地域に保育園併設型の施設を設置したいと考えておるものです。

2施設を新たに設置した場合、保育所併設型の利用数は平成24年度実績で平均約2,400

人でございます。そのため2施設を新たに設置するとなりますと、現在見込んでおります供給量は46,152人に2,400人掛ける2施設を加えまして、最大50,952人の供給体制がとれると考えているものでございます。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。

5番 病児・病後児保育事業でございます。児童が発熱等の急な病気となった場合、病院、保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育する事業でございます。

9ページの上に、前回ご協議いただきました量の見込みを掲載させていただいておりますが、それに対する確保、供給量を最大で2,630人とさせていただいております。その供給体制の確保内容につきましては、下の表に書いているとおりですけれども、この最大供給量は過去の実績から施設ごとの供給量をまず推計しております。6人定員の施設は年間600人、3人定員施設は230人として推計をしたものでございます。

現在、事業を実施している4施設では、供給量が上の推計では2,030人となりまして、平成31年度の量の見込みであります2,612人に対しましては約600人が不足となることとなります。そのために、この600人を確保する供給体制が必要ということになってくると思います。

新たな供給体制につきましては、概ね次に書いております①利用定員を増やす方法、②新たな施設を確保する方法が考えられますけれども、定員を増やす方法はスペースの確保等から困難と思われまます。そのため、現実的に6人定員規模の新たな施設を新設する必要があると考えております。

下の表をご覧いただきたいと思います。新たな実施施設を確保する方法による供給見込みでございますけれども、これも5番の網をかけているところを新規Aとしまして、6人定員で利用見込み者数を600人として推計した場合、既存の4施設の推計とそれぞれあわせまして合計で2,630人の供給体制が確保できると考えているものでございます。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）でございますけれども、こちらの中段の表で言いますと、量の見込みに対する確保方策の内容なんですけれども、量の見込みに対しましては、一定の供給量が確保できているのではないかと考えております。そのため、下の確保の内容にも書いておりますように、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、現状のように委託方式により実施したいと考えております。

量の見込みへの対応につきましても、平成24年度の実績値からの推計でありますけれども、供給体制は現状で確保できていると考えております。

なお、供給体制は確保できると考えておりますけれども、援助会員等の拡充が課題となっておりますということを書き添えさせていただいているものでございます。

子ども育成課の所管している事業の説明につきましては、以上のとおりでございます。

(有田会長)

はい、ありがとうございました。

今のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

(家次委員)

病児・病後児保育のところですが、この算出の方法をまた新たにということが書いてある、これは良かったなというふうに思います。それから、新規で1施設というところも保護者にとってはすごくありがたいことだなというふうに私も思いますけれども。

ここで、利用定員ですが、どう考えても充足しているとは思えません。年間での利用定員としたらこういうことかもしれませんけど、例えばインフルエンザでしたら、吉川先生、警報値みたいなもの、ありますよね。ある程度のレベルを、人数が上がってきたという、そういう時はわかってくるので、段々、流行時期というのが。

保育園なんかでも長期で休まなくてはならないのは、インフルエンザであったり水疱瘡であったりという時は、5日から長くて1週間くらいかかったりしますが、そういう時期的なところに対応する弾力的な、この時期には普段は定員6名だけでも、流行期には10名とかというふうな弾力的に定員を、特にこの病院の施設内であったら、看護師さんの勤務の状況が色々あって無理かもしれませんけど、そういうところで弾力的に定員をあげるというようなことでの対応もすると、なお、保護者にはありがたい事業になるんじゃないかなと、そういうふうなことは考えられないかなというふうに思いました。

(子ども育成課 田中補佐)

病児・病後児保育事業の要件というものがいくつかございますけれども、定員が3の倍数になってございますのは、保育士を利用児童概ね3人につき1人確保しなくてはならないというところがございますので、また、先ほどのインフルエンザとか感染症によりますと、別の部屋でそれぞれ保育をしなくてはならないということになっておりますので、そういったいくつかの制限で、なかなか望まれるようなかたちには至っていないというのが実態と考えております。

(有田会長)

吉川委員さん、そのあたりのところで何かご意見ございますか。

(吉川委員)

確かに、そのニーズは変動するんですけども、それに対応するのは要件がありますので、僕もある程度知っているつもりですが、なかなか難しいような気がしますけれども。何か良いスペースの問題と人の問題がうまくクリアできるのかどうかというのは、考えていたいただきたいところではありますけれども。

それから、インフルエンザ以外の病気のことについては、むしろ、おたふくかぜとか水疱瘡とかは、そのあたりは、1週間休まないといけないので、ワクチンを推進する方法でニーズを減らしていくというのがいいと思います。今年の10月から水疱瘡のワクチンが定期の接種に入りますので、ぜひ。それからおたふくかぜも早く定期にしていれば、少し。これ、1週間休むのですから、本当は保育園に行く方達は、この2つの予防注射は任意でやってもすごくメリットがあるというふうに小児科学会は奨めているんですけども、そこまで余裕のない方がいらっしゃるのか、あるいはそう思っているうちにかかってしまうということが多いように思います。

しかし、それ以外の嘔吐下痢とかそのへんについては、まだまだそれは、その時期にはすごく必要性はありますが、その中で感染しては、今、言われように、いけませんので、それを担保しながらということになると、すごくハードルは高いように思います。

(有田会長)

確かに、病児・病後児保育、預かっていただかなくてはならないご家庭のご事情も充分にあるかと思いますが、今、お聞きすると難しい非常に高いハードルもあるということで、もう一点、働き方について、そのところにご理解いただけるような事業所なんかの働きかけなんかも、一定行政からもやっていただいて。

子ども達を見ているとやはり何と言っても保護者のもとで、あるいは、という状況のところは本当に、病気は気持ちの部分で随分あると思うので、そういう働き方についての、是非、行政からのご支援、いただきたいと思います。

ほかに何かございませんか。

(宮地委員)

6ページ、7ページの地域子育て支援拠点事業ということですが、保育所とそれから福祉センターというかたちになっていますけど、認定こども園は、この事業はできるんじゃないかなったでしょうか。どうでしょうか。

そうするとそのへんで、もしできるんだったら、その分もカウントしていけるんじゃないかなと思うんですが、それとも、この2つで充足するからそれでおしまいと考えるんでしょうか。ちょっと教えていただきたいんですが。

(子ども育成課 田中補佐)

実施場所としては保育所等の児童福祉施設、拠点事業の実施要綱では、保育所等の児童福祉施設等という表現になっておりまして、その中にその認定こども園が含まれているかどうか。改めてお答えさせていただければと思いますけども。

なお、その実施場所につきましても、新規保育園併設等と書かせていただいておりますけれども、不足している場所等で実施できる体制がとれる構想があれば、それはそういう

かたちで検討していくべきだとは思っております。

(吉川委員)

今のことですけれども、新規に2つを予定しているということは、これは保育園とかそういうところに市が何か補助をするとかそういうことをすれば、大体は簡単にこういうところはできるということなんですか。だから、予定、既存のところになんかそういう設立できるということなんでしょうか。

(子ども育成課 田中補佐)

この拠点事業につきましても、実施する専用スペースが必要という要件がありますので、そういった場所が確保できるか否かというのが、それから、保育士の体制がとれるかどうか、人と場所の問題が課題になるところです。それをクリアして実施していただける場合は、その補助基準に基づいて補助をしていくというかたちになります。

(吉川委員)

それは、今、この地域にある既存の保育園、対象となるところに働きかけて、やりますか、やってくれますかということをやるという方向。

(子ども育成課 田中補佐)

検討をしていくということでございます。

(吉川委員)

それから、9ページのことと同じなんですけども、新規のところは、病院内施設として医療法人に委託等と書いておりますので、ある程度目処がたっているのかという感じも受けるんですが、そういうことは。

(子ども育成課 田中補佐)

具体的に構想があるという段階ではございません。表現として病院内施設として医療法人に委託等、こういったかたちが望ましいのではないかとこのところで記載をさせていただいております。

(有田会長)

ほかにございせんか。

無ければ、次の子育て短期支援事業をお願いいたします。

(子ども家庭支援センター 中城副所長)

私からは11ページの子育て短期支援事業、それから次のページ、12ページの養育支援訪問事業について説明をさせていただきます。

まず、子育て短期支援事業ですけれども、保護者の方が病気、それから育児疲れ等で児童の養育が困難となった場合に、子どもさんを児童養護施設などでお預かりして養育を親御さんの代わりに行うといった事業でございます。

現在、一番下の囲みに書いてございますけれども、市内6施設、市外2施設と委託契約をしております、一定、需要増、需要が増えた場合にも対応ができる供給体制が確保されております。従いまして、平成22年度実績の960人日という数を供給量としてここでは出させていただきます。

それから、続きまして12ページの養育支援訪問事業ですけれども、こちらの事業につきましては、養育支援が特に必要な家庭を訪問しまして保護者の育児、それから家事等の養育能力を向上をさせるための支援を行うものでございます。

現在、一番下の囲みに書いておりますけど、児童福祉施設等を運営しております社会福祉法人に委託をしまして、この事業を行っておりますけれども、こちらにつきましても、一定需要増に柔軟に対応が出来る供給体制確保が今の現状で出来ておりますので、622というこの平成24年度の実績の数をこの供給確保の数としておいておるところです。

私からは以上でございます。

(有田会長)

はい、ありがとうございました。この件につきまして、ご意見、ご質問、ございませんか。

よろしいでしょうか。では、次の妊婦健康診査からお願いいたします。

(母子保健課 村上課長)

私からは13ページの9番、妊婦健康診査と14ページの10番の乳児家庭全戸訪問事業について説明をさせていただきます。

まず、妊婦健康診査につきましては、妊娠中の異常を早期に発見して、適切な指導・処置を行うことで妊婦さんの健康管理の向上をはかるということで実施しております。

量の見込みにつきましては、母子手帳交付の件数で2,987件ということを出しておりますが、現在、妊婦健診、出産に至るまでに平均11回くらい健診を受けていただいているという状況になっております。引き続き医療機関と連携をとりまして、それと妊娠中から訪問活動を行っておりますので、できるだけ妊婦健診を定期的に受けていただくようにしたいとは考えております。

それと、続きまして14ページ、10番の乳児家庭全戸訪問事業につきましては、生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して子育て支援に関する情報提供ですとか、養育環境等の把握を行うということで実施をしております。

量の見込みにつきましては、全戸訪問事業の対象者数ということで出しております。平成25年度は95.6%の訪問率でしたので、できるだけ訪問できるように日程調整をさせていただいておりますし、現在、子育て支援訪問員も3名増えまして22名体制で訪問をしているところです。以上です。

(有田会長)

はい。今の2つの事業につきまして、ご意見、ご質問、ございませんか。ありませんか。では、次の利用者支援事業、よろしく願いいたします。

(子育て給付課 光内)

利用者支援事業につきましては、前回の会議においてもご説明をさせていただきましたけれども、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な情報提供・助言等をし、関係機関との連絡調整等を行うという新規事業として位置付けられておまして、1枚おめくりいただきました16ページに国が作成しました資料を掲載させていただいております。ご確認いただければと思います。

こちらにつきましては、国の作成資料に基づきますと、基本型もしくは特定型、資料の真ん中のあたりですけれども、①、②というかたちであります。まず①としまして基本型、地域子育て支援拠点事業等の行政窓口以外で親子が継続的に利用できる施設を活用するか、もしくは②としまして特定型、地域連携については行政がその機能を果たすということで、行政機関の窓口等を活用し主に利用者支援を実施する、そういった類型、どちらかを選択して実施するというかたちになっております。

15ページにお戻りいただきまして、量の見込みとしましては、子ども・子育て支援新制度の実施においては、従来の制度からの変更点も多く、利用者が必要な情報を得られる機能を備えたものが最低でも1箇所は必要であるということから、下の段にある確保の内容としましては、平成31年度までに少なくとも1箇所開設することとしまして、形態としましては、今現在の保育幼稚園課に隣接したかたち、国の類型としましては特定型というかたちになりますが、そういったかたちの事業形態で、実施体制としましては、非常勤の特別職等の専門職員を3名程度配置し、利用者支援を行っていくように想定をしております。以上でございます。

(宮地委員)

是非、ここに力を入れていただきたいというのが、27年の4月から制度が変わるということは、皆知っているところですけど、じゃあ、具体的にどう変わるんだというあたり、国にしる県にしる、広報活動、周知の活動が非常に十分にできていないと思います。というのは、制度がまだ確実になっていない。

実際利用される保護者の方、それから、今後されるであろうという方達に、どういうふうに対応していくのか。これはただ制度のかたちだけを伝えても、それがどういうふうな役割をもってという丁寧な説明が必要になってくると思いますから、やはりかなり知識をもった方が要るだろうし数も要るのではないかと思いますので、是非とも力を入れて国や県の広報活動が十分じゃない部分も是非補っていただきたいということをお願いしたいと思います。以上でございます。

(有田会長)

そのほか、ございませんか。

(井上委員)

その3人体制について、ちょっとよくわからないので質問させていただきたいのですが、非常勤特別職ということは時間制限があると思うんですが、3人体制ってどういうふうな、常時3人はおいでませんよね。どんなかたちで考えられているというか。

(子育て給付課 三吉係長)

現在のところは、まず確保、提供体制をどう組むかということで、具体的なところが決まっていることではないということは申し上げたいと思いますけれども、最低でも3人はいないと利用者の窓口に対応できない時間帯ができてしまうと考えております。最低でも3人ということで今のところ、この内容で書かせていただいております。

ただ、当然、非常勤特別職以外の雇用の形態で実施するというのも可能ではあると思いますので、そのへんは今後、人員配置とかそういったところを検討させていただきながら決めていきたいと思っております。確保の内容としては1施設、こういった機能を設けるということは目指していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(有田会長)

きっと、お仕事をされている方なんかは、この日しかないとかこの時間しかないとかだと、とても利用しづらいと思うので、なるべく利用しやすい体制をしていただくと、この新しい制度についての周知がはかれると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

報告事項
公定価格及び施設への意向調査について
各種基準の条例について

(有田会長)

続きまして、報告事項(1) 公定価格及び施設への意向調査について事務局からお願いいたします。

(保育幼稚園課 赤堀)

お手元の資料で資料3-1 公定価格の骨格について及び仮単価の比較(試算)というものと、資料3-2 施設への新制度意向調査について、私から説明させていただきたいと思っております。

まず、資料3-1ですけれども、報告事項としまして平成26年5月26日開催の国の子ども・子育て支援会議の中で、公定価格の骨格及び仮単価表が示されました。この時に提出されました骨格イメージの資料を資料3-1として配布させていただきました。この内容について説明させていただきます。

まず、ページをめくっていただきまして、1ページ目に幼稚園、保育所の公定価格の骨格について全体イメージを示しております。各施設の認可基準をもとにその単価表が設定されることになりまして、受け入れたお子さんの認定区分にかかる基本額に各施設の実施体制や実情に即した各種加算等がされて算出されることになっています。

その次のページに、幼稚園における標準時間(1号)認定に係る公定価格の基本構造、3ページ目に保育所における保育標準時間・短時間(2号・3号)認定のお子さんに係る公定価格の基本構想のイメージが示されています。以下10ページまで同様に認定こども園、地域型保育事業等の骨格を示しております。

この骨格を示す本資料と同日発表されました仮単価表については、内閣府のホームページで公開されておりますけれども、ここで示されている質改善部分については、消費税率の引き上げによるもので、平成29年度に消費税増額分が満年度化し、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であることをふまえて作成されています。また、この質の改善を実現するためには1兆円超の財源が必要であるということを想定しております。残り0.3兆円超の財源は引き続き確保を目指すとされています。

一方で、消費税増収額が満年度化する前にある来年度、平成27年度、28年度においては、消費税増収額のうち、子ども・子育て支援分野に充てられる額は各年度の予算編成を経て確定することとなることから、単価はこれよりも下回るということが想定されています。

本資料の最後のページに公定価格の試算の比較としまして、保育所が新制度に移行した際、選ぶ施設種別によって公定価格の基本部分に違いがあるかを比較したものをお示しし

ております。

私立の保育園の場合には、新制度移行時にそのまま認可保育所として移行するかどうか、保育所型認定こども園へ移行するののかという選択肢が考えられます。90人規模の保育所とした場合に、仮に在園児の7割が保育標準時間を希望すると試算しまして、基本分単価だけを比較してそこに示しております。施設種別によって基本分単価が異なることとなりますが、加算項目も異なるため、保育所と認定こども園は公定価格の基本部分にほとんど差がないということが予想されます。

ただ、保育所が認定こども園に移行する場合、これまでと異なり、利用者と直接契約をすることになり、保育料の徴収は園で行うこととなります。このため、移行においては公定価格の比較だけでなく、今後の運営方法も含め総合的に判断をしていただく必要があります。なお、この公定価格の試算ソフトが国の認定こども園のホームページからダウンロードが出来るようになっております。

次に、資料3-2 施設への新制度意向調査についてのご説明をさせていただきます。本資料はページをめくっていただきまして、目次のところですが、4つ項目を作っておりますが、1つ目が私立幼稚園に向けた新制度意向調査実施に関しての国通知。2つ目移行が6月11日から13日にかけて各施設に送付させていただいております新制度意向調査についての資料となります。

まず、右の1ページからですが、国通知です。国が調査対象としているのが、私立の幼稚園と認定こども園でありまして、国の概算要求のために最低限必要な項目について2ページ、3ページに示されていますスケジュールで行うこととされています。

私立幼稚園においては、新制度におきまして選択肢がいくつかあります。そのうちの1つ目が新制度に移行せずに私学助成を受けるという選択。2つ目としまして、新制度に移行して施設型給付を受けるという選択。3つ目に幼稚園型認定こども園に移行して施設型給付を受けるという選択があります。また、認定こども園においては、幼稚園に戻るといった選択肢もあり、選択によって国の予算編成が変わるために調査を要するということになっております。

本市におきましては、国通知と国提示の調査様式に基づきまして、県の幼保支援課と調査内容を事前協議のうえ本市独自に項目等を追加して調査票を作成しました。4ページ目からが私立幼稚園に向けた調査票になっておりまして、10ページ目からは認定こども園に送付した調査票を示しております。

本市独自で追加しました項目は、各年齢別の内訳をご回答いただくとした部分に加え、あと2点、追加設問をさせていただきます。1つ目が、28年度の利用定員について、その変更予定があるかどうかをお伺いする設問と、もう1つが、これまで新年度の新入児受け入れの時期が幼稚園で10月から、保育所で1月ということで申し込み時期が異なっております。27年度の新入児さん受け入れに関しましては、特に2号・3号認定を受けたお子さんが、1月の保育所入所時期に幼稚園入園を併願されるということが予想されるた

め、例年1月に受け入れが出来る体制があるのかどうかというのを伺う項目を追加させていただいております。

また一方、国の予算編成には影響が無いものの、現在、本会議でも協議いただいております、本市における教育保育の量の見込みと確保方策に影響を及ぼすことになり保育所及び認可外保育施設の新制度意向調査も必要であるということから、最後の15ページ目に示しております調査票を各施設に向けて6月12日、13日に送付させていただきました。

本様式では量の見込みに影響を及ぼします利用定員、移行時期に関する設問及び移行施設種別について伺うような様式としております。

また、本意向調査については、設置者がこの回答内容に拘束されるものではなく、現時点での意向をお伺いするものということになっておりまして、本調査の回答期限は3ページにございましたが、7月11日とさせていただいております、これをまとめまして最初は国に報告するようになっております。次回の会議ではこの結果報告も含め、量の見込みと確保方策の協議を再度させていただくようなこととなると思います。よろしく申し上げます。以上です。

(有田会長)

ありがとうございました。続きまして、報告事項の(2)各種基準の条例についてお願いいたします。

(保育幼稚園課 宮地係長)

私から各種基準の条例について説明させていただきます。

資料4を使って説明させていただきます。

各種基準についての条例ですけれども、本日7月1日付けで公布されました各種基準の条例についてご説明させていただきます。

各条例について説明する前に、認可等の手続きの全体的なイメージをつかんでいただいたほうがわかりやすいかと思っておりますので、まず、資料4の一番最後のページ、53ページをお開けください。

ここには各種基準の条例による認可や確認の手続きのイメージを示しております。網掛けをしている部分が今回、制定改正しました条例となっております。まず、事業主から認可申請がありますと、児童福祉施設、それから幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づきまして高知市児童福祉審議会で審査を行いまして、基準を満たし支障がないと判断されれば、保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の認可となります。

次に、これらの認可を受けた施設、事業者から新制度における給付費を受けるための確認の申請がありますと、確認の基準の条例であります高知市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づきまして、この高知市子ども・子

育て支援会議で審査していただきまして、利用定員の設定を行い確認を受けることによりまして、特定教育・保育施設、又は特定地域型保育事業となりまして、施設型給付費、又は地域型保育給付費等の支給を受けることができるという、こういった流れとなっております。

では、こういった流れを踏まえまして、まずこの子ども・子育て支援会議に一番直接関係します高知市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について順番に説明させていただきます。

1 ページをまずお開けください。

本条例につきましても、子ども・子育て支援法の第34条及び第46条の規定によりまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営の基準を定める条例でありまして、国の基準に準じて定めております。条例の題名、特定教育・保育施設とありますけれども、特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援法の定義によりまして法の認可や認定を受けました認定こども園、幼稚園、保育所を指します。

次に、特定地域型保育事業にある地域型保育事業とは、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。特定と付きますのは、市町村が給付の対象として確認をした施設や事業を指します。本条例はこの題名のとおり本市の確認を受ける時の基準を示すものとなります。

それでは、主な条項をピックアップして説明します。

まず、第1章は総則となります。第1条では趣旨、それから第2条では特定教育・保育施設などの定義、第3条では一般原則などを規定しております。

それから、2ページですけれども、第4条では、独自の規程であります暴力団の排除について規定しております。

それから、3ページは第2章 特定教育・保育施設の運営基準となっております。

第5条第1項では、特定教育・保育施設の利用定員は20人以上と規定をしております。

それから、第2項では、特定教育・保育施設の利用定員の設定にあたりまして、各施設で設定可能な認定区分を定めまして、但し書きでは3号認定子どもは0歳と満1歳以上に分けて定員を定めるとしてあります。

それから、第6条では、施設は利用の開始にあたりまして保護者の運営規程の概要や利用者負担などの重要事項を文書やデータで交付して説明し同意を得る義務があることとしてあります。

次に、4ページですけれども、第7条では、施設は支給認定保護者が利用を申し込んだ時に、正当な理由がなければ拒否できないこととしてあります。

次の第2項では、1号認定子どもについて競合した場合の公正な選考の義務について規定をしております。その次の第3項では2号認定子どもと3号認定子どもについて選考方法を保護者に明示の上、優先利用による選考を行うこととしてあります。

次に、5ページですけれども、5ページの8条では、市が行う法第42条のあっせん及び

要請，それから児童福祉法第24条に規定されております調整及び要請に対して施設は出来る限り協力する義務があることを規定をしております。

9条から13条につきましては，説明を省略させていただきます。

続いて，6ページですけれども，第14条は利用者負担の受領でありまして，第1項では，特定教育・保育施設は，保育料について国が政令で定める額を限度として，応能負担の方法で市が定める額を受け取ることとされております。

その次の第2項では法定代理受領の根拠がありますけれども，市町村は支給認定保護者に代わりまして，特定教育・保育施設に支払うことができると規定しているため，法定代理受領がなされない場合には，施設は保護者から給付に相当する額の支払いを受けることを規定しております。

それから，同条第3項では，質の向上のため特に必要であると認められる対価につきましては上乗せの徴収ができる規定となっております。

その次の第4項では日用品や文房具，行事の参加費，給付に含まれない食費，通園バスなどの費用についての実費徴収ができる規定となっております。

次の7ページですけれども，第6項の規定により，あらかじめ保護者に対し書面で明らかにし，上乗せ徴収の場合は文書での同意，実費徴収の場合は同意を得て支払いを受けることとされまして，領収の交付の義務が規定をされております。

それから，第15条は，法定代理受領によりまして給付の支給を受けた場合，保護者への通知義務を規定しております。運用の方法としましては，年度当初に認定区分や年齢区分，保育必要量ごとの保育料，控除前の給付費を示すかたちを検討しております。

第16条は，教育・保育の取り扱い方針としまして，第1項第1号で幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領。同項第3号で幼稚園は幼稚園教育要領。第4号で保育所は保育指針により教育・保育の提供を適切に行うとし，認定こども園につきましては幼稚園教育要領と保育所保育指針によりまして，幼保連携型認定こども園教育・保育要領をふまえて，教育・保育を提供することとされております。

次に，8ページですけれども，第17条以降は，自己評価の義務付け，第2項で第三者評価を受ける努力義務を規定しております。

18条から20条は省略させていただきます。第21条ですけれども，運営規程の作成，備え付けの義務，第1号から第11号までが記載義務のある重要事項としてあげられております。

22条は省略させていただきます。9ページですけれども，第23条です。第23条は，利用定員超えの原則禁止で，待機児童対策，それから児童福祉法の措置，災害などやむを得ない場合を除きます。

それから，少しとばさせていただいて，次，10ページ，第31条ですけれども，第31条は苦情対応について。受付窓口設置などの措置を講じる義務を規定しております。

32条，33条は省略させていただいて，11ページの第34条ですけれども，第34条は，教

育・保育の事業会計を区分することの規定でありまして、次の35条には、第16条の教育・保育の計画や13条の教育・保育の提供記録などについて5年間の保存の義務を規定しております。

それから、36条は、保育所の1号認定子どもにかかる特別利用保育の基準について。

それから、次の第37条は、幼稚園の2号認定子どもにかかる特別利用教育の基準について規定をしております。

次に、第3章ですけれども、第3章 特定地域型保育事業者の運営基準についてです。

第2章の部分と重なる部分が多いですので、教育・保育施設と異なる部分について説明をさせていただきます。

第38条では利用定員を定めております。

第1項では、家庭的保育事業が1人以上5人以下。小規模保育事業A型及びB型が6人以上19人以下。小規模保育事業C型が6人以上10人以下。居宅訪問型保育事業が1人と定めまして、3号認定子どもを0歳と1～2歳に区分して定めることとしております。

それから、14ページですけれども、14ページ、43条では連携施設に関する規程となりまして、連携施設は教育・保育施設。つまり認定こども園、幼稚園、保育所となっております。連携教育の内容につきましては、集団保育の機会提供、相談、助言、支援、職員の病気などの場合の代替保育、それから地域型保育提供終了時の受け入れなどとなります。

44条から50条については省略させていただいて、次、18ページです。

第51条ですけれども、第51条は特定教育・保育施設の第9条 受給資格等の確認などの準用規定となります。

それから、52条、53条は、3歳以上児である1号認定子どもにかかる特別利用地域型保育と2号認定子どもにかかる特定利用地域型保育を提供する場合の基準をそれぞれ定めております。

それから、附則ですけれども、19ページですね。

第1条は施行期日。

それから、附則の第2条は、保育の実施委託にかかる保育所である特定保育所の特例を定めております。

それから、附則の第3条は、第14条の利用者負担の受領のうち1号認定子どもにかかる給付について附則第9条による経過措置を適用することを定めております。

それから、次に20ページですけれども、附則第4条は利用定員について。

それから、附則第5条は連携施設についてのそれぞれの経過措置を定めております。

まず、1つ目のこの子ども・子育て支援会議に一番関連する確認の条例、高知市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定める条例についての説明は以上です。

引き続きまして、次の2つ目。高知市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明させていただきます。21ページです。

この条例につきましては、改正認定こども園法の規定によりまして、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例にありまして、国の基準に準じて定めております。保育所の最低基準と同様の規定が多いですので、そういったところと異なる部分を中心に説明させていただきます。

まず、第4条では市独自の規定であります暴力団の排除規定となっております。

それから、第5条では学級編成の基準でありまして、満3歳以上児について教育のための学級を編成すること。1学級35人以下とすることなどを定めております。

それから、第6条は職員配置基準でありまして、第1項では各学級に選任の保育教諭を1名以上おくこと。

それから、22ページですね。第3項で、保育所と同様に園児数に応じた職員を配置すること。

それから、第4項で調理員の配置。

第5項で副園長、養護教諭などの配置の努力義務を定めております。

それから、第7条では、園舎及び園庭の基準でありまして、園舎は原則2階建て以下とすること。保育室等は2階に設ける場合には、最低基準と同様に耐火建築物であることなどの基準を満たすこと。

それから、23ページですね。第6項には、園舎の面積は、満3歳以上児は幼稚園基準による学級数に応じた面積基準。満3歳未満児は保育所基準による園児数に応じた面積基準としております。

それから、次の第7項では、園庭の広さについてですけれども、満3歳以上児の学級数による幼稚園基準と園児数による保育所基準を比較して広いほうの面積に2歳児にかかる園児数による保育所基準の面積を合計した面積以上としております。

それから、8条は、設備基準ですけれども、24ページの第6項では、乳児室、ほふく室、保育室の衛生基準を設定しております。

次の第9条は、満3歳以上児の食事の外部搬入の特例を定めておりまして、次の25ページの第10条では園具、教具の備え付けの義務について規定をしております。

第11条では、教育時間について幼稚園と同様に年間39週以上、1日4時間とすることとし、保育時間につきましては保育所と同様に1日8時間を原則に保護者の労働時間等を考慮して定めることとしております。

12条、13条は省略させていただいて、次、14条ですけれども、学校教育法施行規則の読み替え規定でありまして、教科を園児の真摯な状況に適合するよう課す義務を読み替えて使用しております。

26ページ、第15条では最低基準の読み替えとなっております。

それから、28ページ、第16条ですけれども、幼稚園の設置基準の読み替え規定でありまして、安全な位置への施設の設置、整備が指導上、保健衛生上、安全上、管理が適切であることなどの基準を読み替えて使用しております。

それから、附則ですけれども、附則第1条は施行期日。

それから、附則第2条は現行制度の幼保連携型認定こども園が新制度のみなし幼保連携型認定こども園の場合の経過措置を規定しております。

それから、29ページですけれども、附則第3条は施行後5年間の職員の配置の特例を定めておりまして、次の附則の第4条は幼稚園、保育所の移行の特例を定めております。

以上が、高知市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の説明であります。

続きまして、32ページですね。高知市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について説明をさせていただきます。この条例につきましても、改正児童福祉法の規定によりまして、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例でありまして、国の基準に準じて定めております。

こちらの条例につきましても、保育所の最低基準と同様の規定が多いですので、異なる部分を中心に説明させていただきます。

第6条ですけれども、第6条も先ほど説明した条例と同じように、市独自の規定であります暴力団の排除規定となります。

第7条ですけれども、第7条は連携施設に関する基準でありまして、連携施設は保育所、幼稚園又は認定こども園とし、連携する事項としましては、集団保育、相談、助言、支援、職員の病気の場合などの代替保育、家庭的保育事業者等による保育提供終了時の受け入れなどとなります。

それから、少しとばさせていただきます、36ページですけれども、36ページの17条では、食事の提供の特例ですけれども、搬入施設として連携施設を定めております。

それから、18条では、保育所の最低基準と同様に、利用乳幼児に学校保健安全法に準じた年2回の健診などを定めております。

それから、37ページ、第19条は内部規程の整備義務でありまして、第1号から第11号は必ず定めておく重要事項となります。

それから、少しとばさせていただきます、38ページですね。第2章を説明します。第2章の家庭的保育事業についてですけれども、家庭的保育事業につきましては改正児童福祉法で、保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児につきまして、家庭的保育者、市長が行う研修を修了した保育士、その他市長が適当と認める者を家庭的保育者と言いますが、その家庭的保育者の居宅、その他の場所におきまして家庭的保育者による保育を行う事業、利用定員が5人以下であるものに限るとされております。

第23条の設備の基準では、事業実施の場所としまして、家庭的保育者の居宅を想定していることから、面積基準は1人3.3㎡以上の確保を基本に、面積基準は9.9㎡以上、概ね6畳以上の専用の部屋となります。

それから、次の第24条の職員では、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を原則必置とし、家庭的保育者は市長が行う研修の修了者であり、保育士の欠格条項、それから里親、

養育里親の欠格条項のうち虐待，児童虐待にかかる規定に該当しない者としております。

それから，次の24条の第3項では，家庭的保育者の1人が保育できるのは乳児3人以下としております。

次に，39ページの第25条では，保育時間を原則8時間とし，第26条では保育指針に準じた保育内容とすること。第27条では，保護者との密接な連絡や理解協力を得るよう努めることについて定めております。

それから，第3章では小規模保育事業について規定をしております。小規模保育事業は，保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児について，利用定員が6人以上19人以下の保育を目的とする施設において保育を行う事業とされております。

28条では小規模保育事業をA型，B型，C型としております。国の子ども・子育て会議での検討の過程で，A型は保育所分園型，C型は家庭的保育者のグループ型，B型はその中間型として検討されまして，それぞれの職員の配置基準が異なっております。

第2節は，小規模保育事業のA型の基準であります。

第29条ではA型の施設基準でありまして，保育所の施設基準と同等となっております。

それから，41ページの第30条では，A型の職員基準としまして，保育所の職員基準で算定した職員数に1人を追加する配置基準となっております。

第31条は，家庭的保育事業の基準から，保育時間，保育内容などの規定などを準用しております。

それから，42ページですけれども，42ページは小規模保育事業B型の基準について規定しております。

第32条はB型の職員基準でありまして，第1項で保育に従事する職員としまして，保育士が，市長が行う研修の修了者，家庭的保育者とし，嘱託医及び調理員を原則必置としております。

それから，次の第2項では職員の配置につきまして，A型と同様に保育所基準で算定した職員数に1人追加することとし，半数以上は保育士としております。

それから，第33条では，A型と同様に家庭的保育事業の基準から，保育時間，保育内容などの規定を準用し，施設基準についてはA型の基準を準用しております。

それから，第4節は小規模保育事業C型の基準です。

第34条ですけれども，施設の基準でありまして，乳児室，ほふく室，保育室，又は遊戯室の面積基準を1人あたり3.3㎡としております。また，保育室を2階に設ける場合にはA型の基準としております。

43ページ，第35条は職員基準でありまして，家庭的保育者，嘱託医，調理員を原則必置とし，家庭的保育者1人が保育できるのは乳幼児3人以下としております。

36条では，C型の利用定員について6人以上10人以下と定めております。

それから，次の37条では，A型と同様に家庭的保育事業の基準から，保育時間，保育内容などの規定を準用しております。

それから、次の第4章では、居宅訪問型事業についての説明となっております。居宅訪問型事業とは、保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児につきまして、当該保育を必要とする乳児又は保育の居宅によりまして家庭的保育者による保育を行う事業とされております。

38条で事業内容に定めておりまして、第1号で障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を規定しているように、集団保育が困難な子どもの保育、子ども・子育て支援法による便宜の提供、児童福祉法の措置等、他の施設で保育が困難な場合の受け皿としての役割についても定めております。

44ページ、39条、設備等の基準ですけれども、居宅訪問型保育事業が、児童の居宅におきまして家庭的保育者による保育を行う事業とされていることから、他の事業と異なりまして、保育室等の基準とはなっておりません。

第40条は職員基準について、家庭的保育者1人につき児童1人と定めております。

41条は、第38条第1号の障害、疾病等で集団保育が困難な乳幼児に対する保育の場合に居宅訪問型保育の連携施設として障害児通所施設等の確保を義務付けております。

42条は、家庭的保育事業の基準から保育時間、保育内容などの規定を準用しております。

次に、第5章は、事業所内保育事業についてですけれども、事業所内保育事業は、保育を必要とする満3歳未満の乳児又は幼児につきまして、事業主、事業主団体、共済組合等が自ら設置する施設又は委託を受けて保育を実施する施設におきまして雇用する労働者や構成員の看護する乳児又は幼児、及びその他の乳児又は幼児の保育を行う事業とされております。

43条は、利用定員の設定についてでありまして、認可を受けるためには、その他の乳児又は幼児、いわゆる地域枠の定員設定が必要となっております。利用定員に応じた地域枠の設定を表であらわしております。

なお、利用定員に地域枠を設けずに従業員枠のみとする事業所内保育事業は、児童福祉法の認可対象となりませんけれども、雇用保険事業の助成対象としまして従来どおり事業を継続することとなります。

45ページ、44条は設備基準ですけれども、ここでは利用定員によりまして事業所内保育事業を分類しております。利用定員が20人以上は保育所型事業所内保育事業。利用定員19人以下が小規模型事業所内保育事業となります。

44条から47条につきましては、保育所型事業所内保育事業、48ページの第48条、49条は小規模型事業所内保育事業の基準となっております。

それから、48ページの附則第1条は、施行期日について。附則第2条からについては経過措置等を規定しております。

高知市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については以上となります。

引き続きまして、50ページですね。高知市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を

定める条例について説明をさせていただきます。

こちらの条例につきましては、平成24年4月1日に決めました高知市児童福祉施設最低基準条例につきまして、高知市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、及び、高知市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴いまして、関係の規定の整備等を行うために、国の基準の一部改正の省令に準じまして改正する条例となっております。

まず、50ページですけれども、第14条の改正は食事の基準に独自の規定であります地産地消の努力義務を追加するものでございます。

それから、15条、16条については児童福祉法改正に伴う関係規定の整備となっております。

16条の内部規程の整備は、高知市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第21条の運営規程の整備に対応するものとなっております。

それから、19条の2は独自の規程であります暴力団の排除規定となっております。

次に、51ページですけれども、51ページの第33条は、設備基準のうち4階以上に保育室を設ける場合の避難用の屋外階段につきまして国基準にあわせて改正するものであります。

第34条は認定こども園法の改正に伴う関係規定の整備です。

それから、第38条は認定こども園法の改正に伴い私立の認定保育所の入所児童選考にかかる規定を削除し、業務の質の評価に関する規定を追加するものであります。

それから、52ページの附則の削除の部分は認定こども園法の改定にともなう規定の整備によるものであります。

附則の第5号では、保健師又は看護師を保育士とみなすことができる規定につきまして、国通知に基づきまして対象の保育所を乳児6人以上の入所から乳児4人以上の入所に改めるものとなっております。

以上で、高知市児童福祉施設設備及び運営に関する基準を定める条例の説明は以上です。

引き続きまして、お手元にお配りしていますけれども、資料別紙4という、これは条例策定にあたりまして市民の方から、パブリック・コメントを求めまして、それに対する回答の部分ですけれども、こちらの部分は説明は時間の都合上省略させていただきます。

以上で、各種基準の条例についての説明とさせていただきます。

(有田会長)

非常に長い、公定価格とか意向調査とか各種条例につきましてご説明がありましたけども、この時間帯では理解もできませんし、わかりませんでしたけど、ありましたら、また次回何か質問等とかすることはできませんでしょうか。

(宮地委員)

これは6月で出来上がった条例の説明をしていただいたということですのでよろしいでしょう

か、1点目。

そうならば、ボリュームが有り過ぎるというのが今もありましたが、国基準と違うのは、地産地消をやる部分と暴力団の排除以外の項目で違う項目が、国基準と違うものがあればそれをお示しいただきたい、次回でかまいません。ということと、それから、利用料を決定するのが、国基準の分があらかた出されていますが、市が独自の分を入れてやるのがほぼ12月じゃないでしょうか、お示しいただけるのが。

ということは、それまでこの制度に入ってくると、なかなか利用料を決めて募集することが難しくなってくる場合があります。

そんな中で、保育所が新制度になってどうなる、保育所が認定こども園になってどうなるということを仮単価の中でお示しいただいておりますが、私立幼稚園がそのまま残り、もしくは新制度に入って来る。それから、認定こども園になっていくという、新制度の大きな枠組みを、やはり示していただかないと、皆さんおわかりにならないんじゃないかと思えますし、例えば幼稚園だったら、国基準で言えば180人を標準としているけれども、おそらく保育所は90人だから、90人平均が多いから90人という一番多い分を示しているというふうなのはわかりますけど、そういうふうな示し方をやはりしていただかないと、これから利用者が制度を選ぶ時にも、その制度もわからないかたちになっている。

それから、私立幼稚園が一時預かり事業をプラスしてやるかたち、私立幼稚園プラス小規模保育事業をやるかたちというふうな分も出てくると思います。そういうふうな、どういうふうな類型が出てきて、単に私立幼稚園、保育所、認定こども園、それが保育所型、幼稚園型、幼保連携型、非常に分かり辛い類型になっているはずなんです。そのへんを平等に出して行って、わかるようなかたちで示していただかないと、保育所がこう変わった、それから、保育所型という言葉はよく聞きますが、新制度の全容を示すような提示の仕方をお願いしたいというのが2点目でございます。

以上です。是非よろしく願いいたします。

(有田会長)

はい、繰り返しますが、今言った2点につきましては、次回、我々わからない者もイメージがわくようなかたちでのご提案をどうかよろしく願いいたします。

では、すみません。非常に時間が経過してしまいました。全てのご報告が終わりましたので、委員の皆様、本当にご苦労様でした。

それでは、事務局にお返しいたします。

(子育て給付課 森課長)

皆様お疲れ様でした。

大変長時間にわたりまして、熱心なご討議ありがとうございました。以上をもちまして平成26年度 第2回高知市子ども・子育て支援会議を終わります。

なお、次回の会議につきましては、8月初旬頃の開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、まことに恐縮でございますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それから、以前の会議でご説明させていただいておりました児童福祉審議会、こちらの委員につきましては、審議内容等を考慮しまして、こちらの子ども・子育て支援会議委員皆様方と同一の構成で是非お願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。今後、手続き等を進めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。有田会長はじめ委員の皆様、本日はありがとうございました。お気をつけてお帰り下さい。